

## 第1回 岬町子ども・子育て会議 会議録

平成25年9月18日（水）午後3時00分～

岬町子育て支援センター会議室

- ・ 資料の確認
- ・ 副町長から挨拶 町長挨拶文の代読
- ・ 委員と事務局の紹介（委員12人全員出席）
- ・ 会長及び職務代理の選出
- ・ 事務局より岬町子ども・子育て会議条例の概要について

（会長） 子ども・子育て支援新制度についてまず、事務局より説明をお願いします。

（事務局） 資料3をご用意ください。子ども・子育て支援新制度の概要についてです。1、新制度の目的と創設に関する法律について3つの目的があります。

1つ目は質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。2つ目は保育の量的拡大・確保。3つ目は地域の子ども・子育て支援事業の充実です。

それに伴う関連法としまして、子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関係整備法、この3つの法律をあわせて子ども・子育て関連3法と呼ばれています。

次に2、子ども・子育て支援給付として3つあげられます。1つ目は、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付。2つ目については小規模保育、家庭的保育など4つの地域型保育事業。3つ目が児童手当です。これら3つが給付の全体像となります。

次に、地域子ども・子育て支援事業として①～③の事業があります。

3、主な改革内容。給付の総説としまして教育・保育の利用手続きの概要を説明させていただきます。これについては個々の児童について保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行います。保育の必要性の認定区分につきましては1号から3号まで3つの区分に分かれます。保育を必要としない3歳から5歳の児童に対する認定につきましては1号となります。例としては幼稚園を利用しているイメージです。

次に保育を必要とする3歳から5歳の児童に対する認定で学校教育プラス保育も必要な児童を言います。こちらが2号です。

最後に保育を必要とする0歳から2歳の児童に対する認定で、こちらは3号となります。

保護者の申請に基づいて事務が進んでいくことになります。

まず申請に基づき町に利用申請を行います。その上で必要な保育料を認定していきます。保育料につきましては保護者の就労時間などを勘案し長時間と短時間の2つとなる見込みです。その上で保護者負担の決定を行います。保護者負担につきましては国の基準をふまえ利用者の負担能力を勘案し、応能負担を基本として町で定めます。その上で、町で利用施設の調整をさせていただきます。

幼稚園につきましては新制度を利用せずに園に直接入園申込みすることもできます。新制度に移行しない園ということで、園で入園選考することもできます。

地域型保育給付につきましては4つの事業があります。1番目の小規模保育事業は、3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う事業で、定員は6人以上19人以下となります。

2番目の家庭的保育事業は3歳未満の子どもに対し家庭的保育者の居宅、家において保育を行う事業で定員は5人以下となります。

3番目の居宅訪問方保育事業は、3歳未満の子どもに対し、その居宅で家庭的保育者による保育を行う事業となります。

4番目の事業所内保育事業は、事業所内の施設において保育を行うものです。

次に認定子ども園についてです。認定子ども園につきましては3つあげられます。保育所を基本とした認定子ども園保育園型、幼稚園を基本とした認定子ども園幼稚園型、幼稚園・保育所両方の認可基準を満たす認定子ども園幼保連携型が創設されます。子育て支援事業の実施としまして、先ほどの①～③の事業があり、子ども子育て家庭を対象とした地域の実情に応じて実施する事業になります。

事業計画の策定としまして計画期間は平成27年度から平成31年度の5年間です。計画の策定、変更、進捗管理にあたり子ども・子育て会議の意見を聞く必要があります。これについては後ほど説明させていただきます。

子ども・子育て会議の設置につきましては冒頭で説明させていただいたように子ども・子育て会議を設置し、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映していくものであります。

以上が子ども・子育て支援新制度の概要です。

(会長) 子ども・子育て支援新制度について何かご質問はありますか。

(事務局) 少し補足をさせていただきます。施設型給付など保護者の方には特に聞きなれない言葉が出てきていると思います。

保護者の方はどうのように手続きが変わるのかというと、そう大きくは変わりません。ただ行政の中で、例えば幼稚園、保育所などのお金の流れ方が違ってきます。個人に

対して給付をするという考え方、幼稚園・保育所に入所入園される児童に対して給付するという考え方です。それは保護者に直接現金で給付をするのではなくて、施設に法定受領というかたちで、代理で受領していただく。このようにお金の流れが大きく変わるとするのが1つのポイントです。保護者に申し込んで頂いて、認定をして、幼稚園や保育所に通っていただくという流れは大きくは変わらないです。

もうひとつ大きなポイントは、地域子ども・子育て支援事業。これが、法律で明文化されました。①～③まであります。この中にはすでに岬町で行っているものもありますし、まだできていないものもあります。これについて、どのような事業にどのようなニーズがあるのかというニーズ調査を行ってこの計画の中に盛り込んでいく必要があるということです。

この新制度の大きな目的としては待機児童の解消ということがあります。岬町の場合は現在、待機児童はありませんし、幼稚園も定数に達していないという状況のなかで岬町としてどのようにしていくのか、また認定子ども園についてどのようにしていくのかというところを議論していただく必要があると思います。

(会長) ただいまの補足説明も加えまして質問や意見などはありませんか？

今のところないようですので、一通り聞いてからまた質問や意見を聞きたいと思います。

次に岬町子ども・子育て支援計画について事務局から説明をおねがいします。

(事務局) 岬町子ども・子育て支援計画策定にあたり、計画の1つ目といたしまして策定根拠について、子ども子育て支援法があります。国の基本指針によるものです。

平成22年から策定していました岬町次世代育成支援行動計画につきましては今回の岬町子ども・子育て支援計画に移行します。平成27年から平成31年に向けてこの計画を策定させていただくものです。策定にあたり、岬町子ども・子育て会議での貴重なご意見を反映させていただくものであります。

2つ目の計画策定の根拠については割愛させていただきます。

次に計画にあたっての基礎的事項について説明させていただきます。

計画の必須事項としまして、区域の設定があります。小学校区、中学校区、行政区など想定しておりますが、今のところ岬町においては中学校区を想定しております。

各年度における幼児期の学校教育、保育量の見込み、提供体制、ニーズの確保の内容、実施時期などがあります。こちらの見込みにつきましては現在の利用状況と利用希望がベースとなっております。認定区につきましては先ほど説明させていただきました1号から3号で、こちらの記載も必要となります。

次に地域子ども・子育て支援事業としまして①～③の事業の説明をさせていただきます。

- ① 放課後児童健全育成事業は、共働き家庭などの児童に対して放課後、学校の余裕教室などで生活の場を与えて健全な育成を図る事業です。これは学童保育の事業で岬町でも実施しています。
- ② 一時預かり事業は、保育所に入所していない児童が一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所等で一時的に児童を預かる事業です。これは、子育て支援センターで実施しています。
- ③ 病児・病後児保育事業は、児童が発熱等、急な病気となった場合に看護師等が一時的に保育を行う事業です。こちらは現在岬町では実施していません。
- ④ 延長保育事業は、通常の保育時間を超えて保育所で子どもを預かる事業です。
- ⑤ ファミリーサポート事業は、児童の預かり等の援助を希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を実施する事業です。子どもの預かりや送迎などがあります。こちらも現在岬町では実施していません。
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所などの身近な施設で子育て中の親子の交流、育児相談等を実施する事業です。こちらは子育て支援センターで実施しています。
- ⑦ 子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業と夜間養護等事業があります。こちらも現在岬町では実施していません。
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業は、4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や助言等を行う事業であります。こちらは、保健センターで実施しています。
- ⑨ 妊婦健診は生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し子育てに関する情報提供や保育環境の把握を行う事業です。こちらも、保健センターで実施しております。
- ⑩ 利用者支援事業は、子どもや保護者が認定子ども園、保育所、幼稚園での家庭教育、学校教育、保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう支援を行うものです。こちらも、事業を実施しています。
- ⑪ 養育支援訪問事業は、その他要支援児童、要保護児童等の支援を実施する事業としまして、これらは保健センターで実施しています。

次の⑫と⑬、実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業につきましては、現在国において検討中で、具体的には示されていません。

次に任意記載事項としまして産休、育休明けの教育及び施設等利用の確保があります。

専門的な知識、技術を要する子どもの支援に関して、都道府県との連携についても任意となっています。

ワークライフバランスにつきましても任意記載事項となっています。

次に計画策定の流れとしましてニーズ調査の実施を行います。これは、国の基本指針より平成25年度に実施します。これによって調査結果を取りまとめ必要量の見込みの検討を行います。年明け、2月頃に大阪府へ見込みの中間報告を予定しております。その後、平成26年度に計画素案策定、大阪府との協議をふまえパブリックコメントを実施し計画案を策定します。大阪府への提出につきましては、来年の9月頃を予定しております。かなりハードなスケジュールになる予定です。

計画の活用方法見直しについてということで、岬町子ども・子育て支援計画を策定しましたら計画の実施、区域ごとに受給調整、施設サービスの整備。その後、子ども・子育て会議において点検、評価等を行い、見直しを図っていきます。中間年で見直しを行い、計画と修正を行います。

以上、岬町子ども・子育て支援計画の策定にあたって説明させていただきました。

少し補足させていただきます。

幼児期の学校教育、保育の一体的提供及び当該学校教育、保育の推進に関する体制と内容ということで、幼保連携型の認定子ども園の設置数、設置時期、普及についての考え方をこの計画の中で示していかなければいけません。そこで、認定子ども園についてどのようにしていくのかということについて、ご意見を頂く必要があります。それを、計画の中に反映させて組み込んでいかないといけないということです。

大きく言うと、絶対に書く必要のある必須項目と書いても書かなくてもよい市町村が選ぶことの出来るものの2項目に分かれていまして、認定子ども園の部分については必須項目で必ずどのようにするのか計画の中に示していく必要があります。

他の市町村では子ども園化しているところも増えてきています。岬町には現在認定子ども園はありませんので、今後どのようにしていくかを議論して頂いて、計画の中に入れていく必要があるということです。

⑩利用者支援ですが今のところ岬町では利用者支援をいうかたちでは行っていないが、これに相談等もプラスして今、子育て支援課で子育て支援コーディネーターという保育士の資格をもった方を配置して、利用の相談等を行っているところです。利用者支援、法律では新たに出来た項目です。事業名は違いますが、岬町では現在保育士を配置して行っています。

(会長) それでは、ただいまの事務局からの説明を受けて質問等があればどうぞ。

(委員) 確認ですが、この計画の区域の設定で先ほど中学校区というお話でしたが、岬町は1  
中学しかないので、要するにそれと行政区は一緒ということで、岬町でひとつという  
ことですね？

(事務局) この行政区や小学校区などの範囲については、例えば待機児童がある自治体のことを  
想定しているのかと思います。

岬町の場合は、保育所も幼稚園もすべて定員を割っています。今、例えば深日から淡  
輪保育所へ行かれています方もありますし、幼稚園は淡輪の1園だけですが深日や多奈  
川から利用されている方もありますので、事務局としては町でひとつの行政区という  
考え方でいいのではないかと考えています。

(委員) まれなケースですが、例えば私の園では家庭の事情などもあって阪南市から通われて  
いる方もいます。毎年1～2人くらいは阪南市や泉南市から実際に来られています。  
広域というのか、いわゆる岬中学校区以外の方、個別の問題になってくるとは思いま  
すが、こういう例は認めていけるような柔軟性のある対応が出来るのかどうか。

(事務局) 今度は給付型になり、まだ国から詳しい資料が届いてないのですが、おっしゃられる  
ように行政区以外から来られる方もありますし、現に保育所にしましても広域入所と  
いうことで、仕事の関係で朝早くから子どもを預ける必要があって町内の保育所の開  
く時間では仕事に間にあわないので、職場の所在する市町村にある保育所に空きがあ  
ればそこに預ける家庭もあります。

これは市町村間で調整するのですが、このような広域入所制度というものがあります。  
このあたりについて、必要数として認めていくのかというところもありますし、これ  
については今後また国の考え方等も出てくると思います。

(会長) 質問や他に意見などもあればどうぞ。

(委員) こういう会議に出席してくださいと言われましたが、正直さっぱり分かりません。  
何をどうするのか。条例について今説明をしていただいたので少しはわかってきたと  
思います。資料を頂いたので、これをじっくり読ませて頂いてやっと少し分かるので  
はないかと思います。

(会長) それでは、次回以降であれば資料を読んだり調べたりする時間があるので質問等がし  
やすいということですね。

(事務局) 国も走りながら考えているところもありますし、町も走りながら考えているというのが実際のところでは。

計画を作っていくって、不明な点があればそのつど聞いていただければと思っています。また、新たな情報があれば提供させていただきます。

任意で作る計画ではなくて必ず書き込まなくてはならない事項と、任意で書く事項がありますし、必須として書かなくてはならない事項は大きく言うと保育所、幼稚園、子ども園の必要量と、もしもその必要量が達成できなかった場合はどのように確保していくのかということ。それと、その時期について意見を出していただきたいです。子育て支援事業についても同じです。

もう一つ、先ほど説明させていただいた認定子ども園を今後どのようにしていくのかというところが大きなポイントです。

2項目については岬町の場合は今、生後6ヶ月から保育所でお預かりさせて頂いています。それを産休明けですので、最短では3ヶ月児くらいから預かるような制度になります。その制度をどのようにしていくのか。これは任意で書き加える部分です。あと大阪府との連携、虐待やひとり親、障害児等の特別な支援が必要な子どもに対してどのようにしていくのか。

また、雇用環境をどのように施策として結びつけていくのか。

こういう大きな2項目に分かれますので、一番問題になってくるのはやはり、認定子ども園の考え方と保育、子育て支援事業の必要量と、それを実施する日を明記していくのが一番大きな仕事になると考えています。

(委員) 必須項目である幼保連携型認定子ども園というのが、詳しくわかりません。ここで子ども園についての資料があれば、次回集まるときに意見が出るのではないかなと思うのですが、今回の資料にはなかったもので、何か資料があればよかったなと思います。

(事務局) 確かに認定子ども園については制度的には説明しにくいですし、資料にもしづらいというのが本音です。端的に言うと、幼稚園と保育所をくっつけて、ひとつの施設で保育するというのが大きなイメージです。

その中では保育所と、幼稚園ですので保育時間数も違いますし、それぞれ預けられ方の条件も違うので、そのあたりを説明していくには少し時間を頂きたいと思っています。必要性や考え方を変えていくのであれば、そこを押さえていただかないとご意見もいただけないと思うので、整理をさせていただきたいと思っています。

(委員) 少し話は変わりますが学童保育のところが「おおむね10歳未満の児童に対して」となっていますが、今年度から6年生までになっているのではないですか。

(事務局) 学童保育、放課後児童健全育成事業ですが、学童保育については今の国の実施要綱では「おおむね10歳未満の児童に対して」となっています。この支援法の成立を受けて小学校6年生まで拡大される予定です。

岬町の場合はそれに先駆けて平成25年4月から小学校6年生までの児童を対象に学童保育を行っています。

(委員) ①～⑬の事業はまだ国が検討中のものがありますが、岬町でまだ実施されていないものが今後どうなっていくのかということも議論に入るといえることですね？

(事務局) そうですね。この中で実施できていない事業は⑤ファミリーサポート事業と⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）。⑫、⑬についてはまだ国もできてきていませんし、これについてはどうなっていくのか分かりません。

④延長保育事業につきましては連続11時間以上を延長保育と言います。11時間までは通常保育、12時間保育した場合はそのうちの1時間が延長保育となります。

岬町の場合は7時半から19時まで保育を行っていますので、実質11時間半です。

つまり30分の延長保育をしていることになるのですが、土曜日は17時までの保育ですので、一部（平日）は延長保育が来ています。あと土曜日はどうしていくのか、ご意見を頂きたいところです。

③病児病後児保育についても現在できていません。いろんな対応の仕方があるのですが、保育所ではなかなか対応しきれない部分が多いですので、これについては検討を慎重に行う必要があります。

(会長長) 他に何か質問、ご意見はありますか。

今日は初めてですので後から「これはなんだろう」と思うこともあるかもしれませんが、先に進ませていただきます。

次に岬町子ども子育て支援計画の策定に伴って行うニーズ調査について事務局からお願いします。

(事務局) 資料5-1と5-2について就学前児童用と就学児という違いがあります。ページをめくると、図で示しているように今回調査を実施しまして、市町村の子ども・子育て会議でアンケート内容を集計し、その結果に基づいてこの会議で議論していただきます。



計画として5年計画を作っていく。その中で認定子ども園、給付事業、支援事業の小規模保育、家庭的保育をどういうふうに岬町として行っていくのかを検討していただきたいと思います。

その入り口として、0歳～小学校5年生までの約1,330人の全家庭を対象にアンケートを配布しようと考えています。

3ページの問1から☆印をつけているものがあります。この☆印は国の必須事項で、国からこういう質問をするように指示があったものです。

就学前は全部で51問あり、とても長いです。就学児は少し減って42問となっています。☆印以外でまだまだ聞きたいことが多いのですが、すべていれると、60問、70問となってしまいますのである程度は割愛させていただき、こういう形で考えています。今の計画では製本を業者をお願いして、10月の中旬頃に住民の皆様に配布し、年内に集計しようと考えています。

小学校は小学校から、保育所は保育所からと各施設で配らせていただこうと考えています。

アンケートはお持ち帰りいただいて内容を見ていただき、ご意見等がありましたら今月中に子育て支援課まで連絡を頂けたらと思います。

補足です。就学前児童用と就学児用と2つあります。今回の子ども・子育て支援計画の国のねらいは主に就学前の子どもです。

子育て支援事業を見ていただいても、就学児に該当するのは学童保育くらいだと思います。

このようなこともあって、市町村によっては就学前児童の分しか行わないところもあります。今回岬町については就学児のニーズについても行います。

大阪府においての計画についての資料も頂いたのですが、これを全部入れると90問から100問になり、答えてもらうのが大変になるので、その中で聞いた方がいいだろうという質問だけ入れています。プラス国からの質問を入れて40問～50問ほどになっています。

回収率がとても心配です。郵送で回収すると回収率が落ちそうなので、各小学校、保育所、幼稚園にご協力いただいて、回収について依頼することによって少しでも回収率を上げたいと考えています。

(会長) ニーズ調査について何かご意見はありませんか。

(委員) 回収率が問題になっていると思います。あるところで聞いた話では、6割だったそうです。

(事務局) どうしても回収率は落ちてくるということはありません。まず、アンケートを見て文字がたくさん並んでいると書きたくないという直感的なものもあると思うので、できるだけ質問は少なくしたいのですが、どうしても聞かないといけない部分がありますので、これくらいの質問数になってしまいます。  
そのため、学校等を通じてお願いをすることによって回収率を少しでも上げたいなと思っています。

(会長) これから事務局でニーズ調査を進めていくことですので、何か意見がある方は9月末までに子育て支援課に連絡をお願いします。  
本日の案件はこれですべて終わりです。  
事務局から連絡があればおねがいします。

(事務局) 次回の開催についてはニーズ調査、早くて年内の回収、集計になると思いますが、その集計結果を基にして第2回目を開催したいと思いますので、今の予定では年明けになると思います。

(閉 会)